

# 第1回 西都地区新設小学校 通学区域協議会

日時：令和元年8月29日（木）15：00～

会場：西都公民館 講堂

## — 会 議 次 第 —

- 1 教育委員会挨拶
- 2 協議会委員の紹介
- 3 議事
  - (1) 協議会会則（案）及び傍聴要領（案）について – 資料1, 2
  - (2) 委員長, 副委員長の選出について
  - (3) 協議会の進め方について – 資料3
  - (4) 資料等の周知について – 資料3
  - (5) 通学区域の基本的な考え方について – 資料4
  - (6) 新設小学校整備に関する基本計画について – 資料4
  - (7) 新設小学校の通学区域（案）設定上の論点について – 資料5
- 4 連絡事項
  - (1) 次回開催日程, 会場  
日時：令和元年9月下旬  
会場：未定
  - (2) 議事（予定）  
通学区域（案）の提示及び協議・検討

## 1. 協議会会則（案）及び傍聴要領（案）について

## 西都地区新設小学校 通学区域協議会会則（案）

## （目的）

第1条 この会則は、西都地区における新設小学校の通学区域に関する協議を行うために設置する協議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （名称）

第2条 この会の名称は、西都地区新設小学校通学区域協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## （所管事項）

第3条 協議会は、第1条の目的達成のため次の事項を行う。

- （1）通学区域についての意見集約に関すること。
- （2）新設小学校の中学校区に関すること。
- （3）通学区域の調整に係る関係校区との連絡調整に関すること。
- （4）通学区域の集約後、開校準備委員会（仮称）の設置準備に関すること。

## （協議会の構成）

第4条 協議会は別表のとおり組織する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、前項に掲げる委員以外の者を委員として加えることができる。

## （役員）

第5条 協議会に委員長1名、副委員長2名を置く。

- 2 委員長は会務を統括し、必要に応じて協議会を招集する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## （会議）

第6条 協議会の会議は、原則公開とする。

2 会議の傍聴に関する事項は、別に定める。

## （事務局）

第7条 協議会の事務局は、教育委員会総務部通学区域課に置く。

## （解散）

第8条 この協議会は、協議会の目的を達成した時点で解散するものとする。

## （雑則）

第9条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

## （施行期日）

この会則は、令和元年8月●日から施行する。

## 別表 協議会組織

組 織	氏 名	役 職
西都校区 自治協議会代表	徳永 哲也	西都校区自治協議会会長
	徳重 恵三	徳永町内会会長
	赤池 成昭	女原自治会会長
	江田 俊弘	西都自治会会長
元岡校区 自治協議会代表	松浦 喬	元岡校区自治協議会会長
	淀川 満	田尻東町内会会長
玄洋校区 自治協議会代表	松崎 雅義	玄洋校区自治協議会会長
	大野 美智代	横浜西町内会会長
今宿校区 自治協議会代表	平方 芳俣	今宿校区自治協議会会長
周船寺校区 自治協議会代表	福島 友臣	周船寺校区自治協議会会長
	末続 邦輔	周船寺東町自治会会長
西都公民館	古賀 久美子	西都公民館館長
元岡公民館	濱地 和夫	元岡公民館館長
玄洋公民館	松本 清訓	玄洋公民館館長
今宿公民館	古川 勝敏	今宿公民館館長
西都小学校PTA代表	江藤 豪	西都小学校PTA会長
元岡小学校PTA代表	森田 加奈子	元岡小学校PTA会長
玄洋小学校PTA代表	栗林 啓太	玄洋小学校PTA会長
玄洋中学校PTA代表	合原 美佳	玄洋中学校PTA副会長
元岡中学校PTA代表	徳山 具治	元岡中学校PTA会長
関係小・中学校	檜尾 好民	西都小学校校長
	針間 徹	元岡小学校校長
	吉岡 敦子	玄洋小学校校長
	川上 忍	玄洋中学校校長
	箱島 徳人	元岡中学校校長

## 西都地区新設小学校通学区域協議会 傍聴要領（案）

## （趣旨）

第1条 この要領は、西都地区新設小学校通学区域協議会会則（以下「会則」という。）第6条第2項の規定に基づき、西都地区新設小学校通学区域協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

## （傍聴の手続き）

第2条 協議会の会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議開催の15分前までに整理番号票（別記様式）の交付を受けなければならない。

## （定員）

第3条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、あらかじめ委員長が定めるものとする。  
2 傍聴希望者が定員を超える場合には、抽選を行う。

## （入場の制限）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議場に入場することができない。  
(1) 酒気を帯びていると認められる者  
(2) ポスター、ビラ、拡声器その他会議もしくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者  
(3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

## （傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。  
(1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。  
(2) 会議場において発言しないこと。  
(3) みだりに席を離れないこと。  
(4) 飲食又は喫煙をしないこと。  
(5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。  
(6) たすき等を着用し、またはプラカードを掲げる等示威的行為をしないこと。  
(7) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。  
(8) 会議場において許可無く撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。  
(9) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、または会議の妨げとなるような行為をしないこと。

## （傍聴人への指示）

第6条 委員及び事務局の職員は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行う。

2 傍聴人が指示に従わないときには、委員及び事務局の職員は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

## （その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。

## 附 則

この要領は令和元年8月●日から施行する。

## 様式

年 月 日
西都地区新設小学校通学区域協議会
整理番号票
NO. _____
傍聴人は、会議の開催中この整理票を携行し、 係員の求めに応じて提示してください。

## 3. 協議会の進め方について

西都地区新設小学校 通学区域協議の進め方（予定）

令和元年	通学区域協議会	事務局(教育委員会)
8月	<b>【第1回】（8月29日）</b> ○委員紹介，会則の承認 ○正副委員長の選出 ○今後のスケジュール確認 ○論点整理 など	
9月	<b>【第2回】（9月下旬）</b> ○通学区域案の検討	（アンケート・個別説明） ○通学区域案に関する保護者， 地域へのアンケート調査 ○必要に応じ関係する学校の保護者， 町内会へ説明，意見集約 など
10月		
11月	<b>【第3回】（11月中旬）</b> ○意見に対する回答案 ○通学区域案（最終案）の検討	アンケートの意見に対する 回答案作成
12月	<b>【第4回】（12月下旬）</b> ○通学区域案（最終案）の決定	
1月	通学区域案に関する確認書作成	
2月		通学区域審議会に諮問
3月		教育委員会会議で 新設小の通学区域を決定

## 4. 資料等の周知について

## 1 協議会の公開について

- (1) 協議会の会議については，原則公開とする。
- (2) 会議の傍聴要領を資料2のとおり規定し，傍聴席の確保に努める。

## 2 協議会ホームページ開設

教育委員会のホームページに協議会開催状況に関するページを開設し，開催日程や会議資料について掲示を行い，広くお知らせする。

## 3 資料等の周知について

- (1) 会議の開催内容や結果の概要について，「協議会ニュース（仮称）」を作成し，保護者及び地域等へ広くお知らせすることで，理解を得られるよう努める。
- (2) お知らせの方法及び範囲については，関係各位のご協力をいただきながら，以下の内容を検討する。
  - ① 保護者及び地域の方々へ
    - ・公民館だよりにあわせ「協議会ニュース（仮称）」を配布
    - ・町内会等の回覧板により「協議会ニュース（仮称）」を回覧 など
  - ② 公共施設などへ
    - ・学校，公民館，さいとぴあなどの公共施設に加え，駅，大型商業施設などで了解が得られた施設に「協議会ニュース（仮称）」を掲示
  - ③ 近隣の幼稚園（4か所）・保育園（11か所）へ
    - ・各園に働きかけ，了解が得られた園に「協議会ニュース（仮称）」を掲示

## 5. 通学区域の基本的な考え方について

### 1 通学区域設定の基本的な考え方

西都地区の新設小学校における通学区域設定の基本的な考え方については、下記のとおりとする。

- (1) 西都小学校の過大規模（31学級以上）の解消  
※今年度から31学級以上となっている【令和元年度：33学級】
- (2) 新設小学校が適正規模（12～24学級）となるよう設定

### 2 設定にあたり配慮する点

通学区域の設定にあたっては、以下の点に可能な限り配慮する。

- (1) 通学区域の境界については、できるだけ区画を分明にする。  
◎河川、道路、街路、線路、都市計画路線等を利用して区分する。
- (2) 通学区域の区分にあたっては、できるだけ交通上の安全を確保する。  
◎鉄道、自動車等による危険から防止する。
- (3) できるだけ通学距離を適正にする。
- (4) 地域コミュニティのベースとなっている町界や町内会などの範囲についても配慮して区分する。

## 6. 新設小学校整備に関する基本計画について（抜粋）

### 1 建築物の規模等概要

- (1) 所在地  
福岡市西区大字徳永 1128, 大字田尻 34 ほか
- (2) 敷地面積  
約 16,500 平方メートル
- (3) 規模  
普通教室 24 学級  
※30 学級まで増築可能な設計とする
- (4) 施設概要  
校舎（地上 4 階以下）、講堂兼体育館  
屋外プールなど

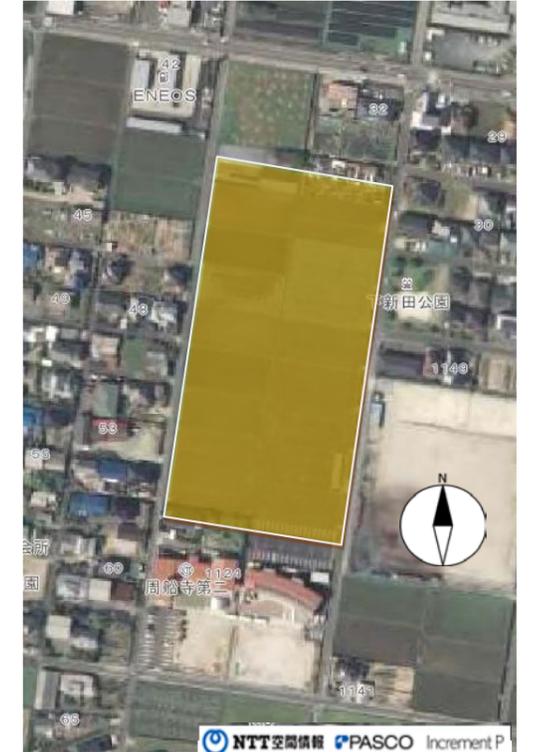
### 2 設計課題

- (1) 児童や保護者が常に“安全・安心”を感じられる施設づくり
- (2) 新しい校区の新しい核となる魅力的な施設整備
- (3) 内装木質化の推進 など

### 3 事業スケジュール

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	基本計画	基本設計	実施設計	工事（建築・設備）	開校準備	開校
				外構工事等		

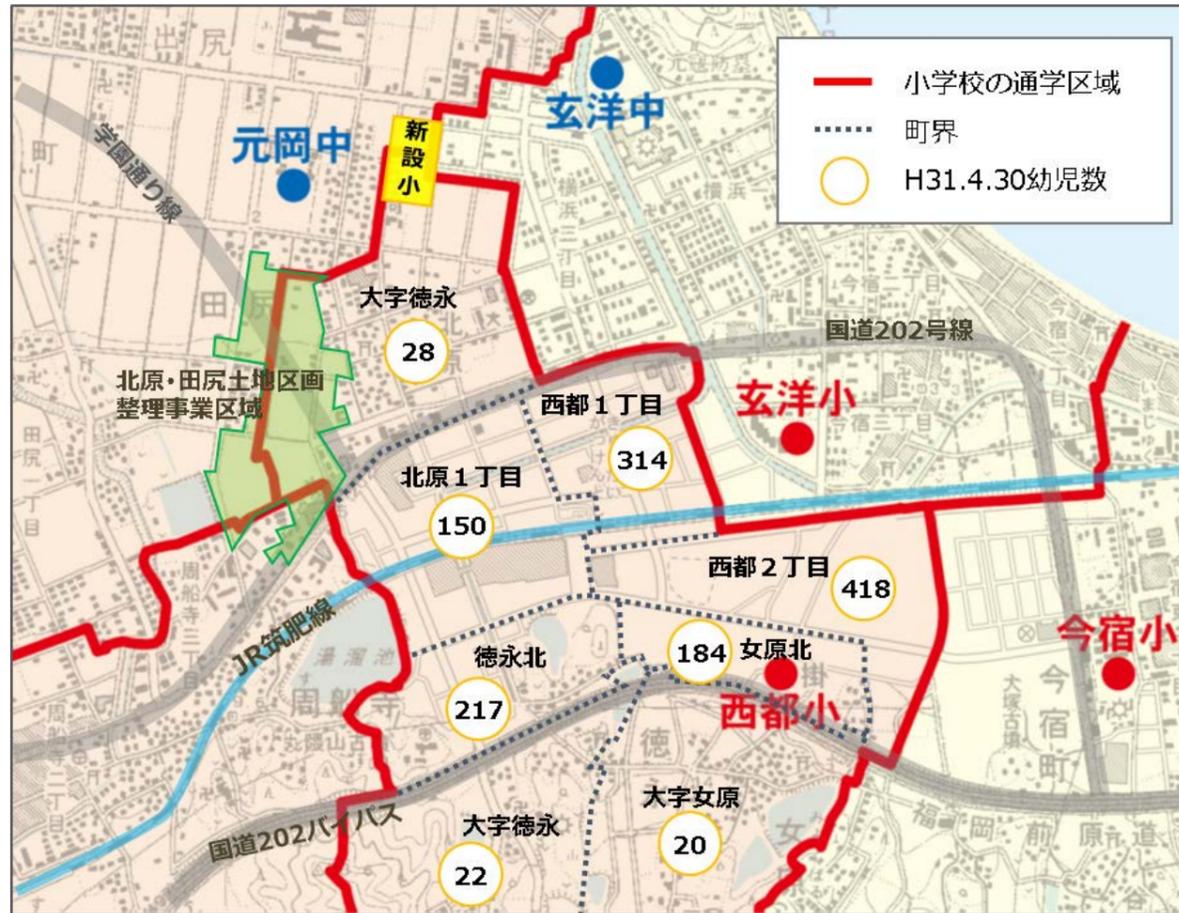
(写真) 新設小学校予定地と周辺の航空写真



※詳細は別紙参照

## 7. 新設小学校の通学区域（案）設定上の論点について

西都校区内の町界別幼児数



## &lt;論点1&gt; 西都小学校の通学区域をどう分けるか

- ・西都小学校，新設小学校の学校規模
  - ・新設小学校への通学距離，通学路の安全性
  - ・町界や町内会の範囲
- などに留意

## &lt;論点2&gt; 新設小学校の敷地に隣接するエリアの通学区域をどうするか

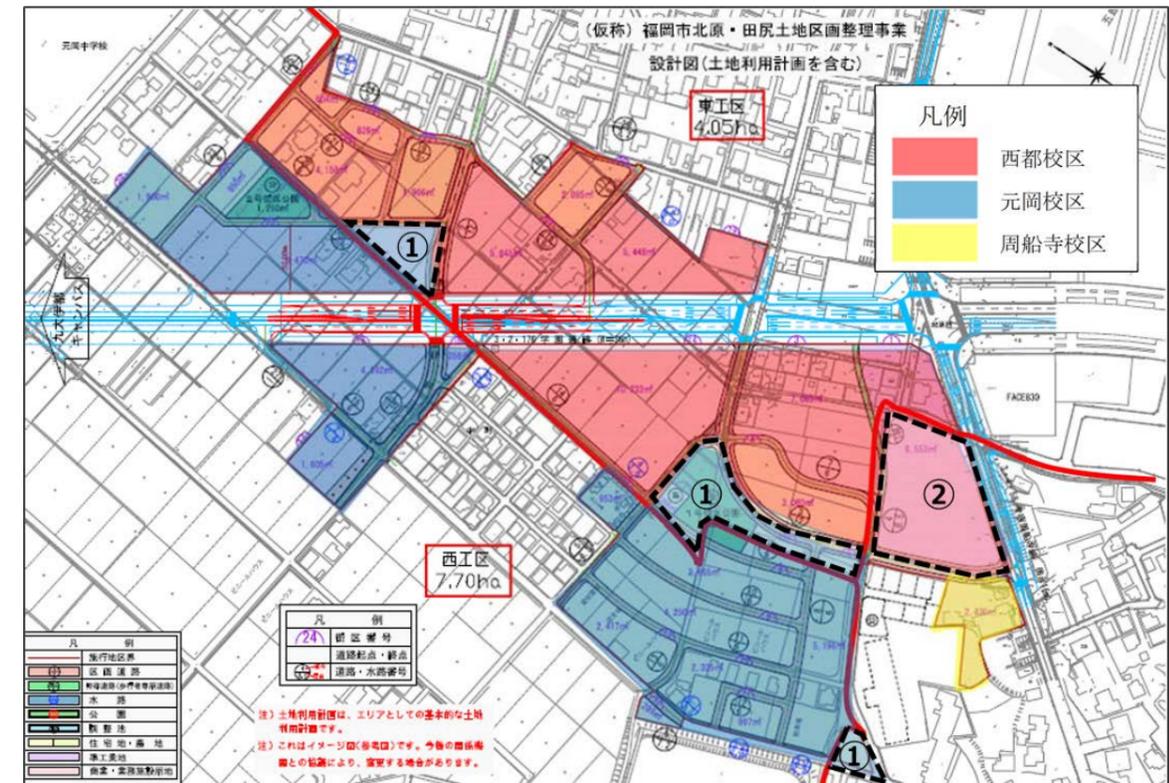
- ・元岡校区（石崎地区），玄洋校区（横浜3丁目）など

## 【参考】北原・田尻土地区画整理事業地内の通学区域について

関係校区の自治協議会（西都，周船寺，元岡）と北原・田尻土地区画整理組合との協議において，次のとおり取り扱うことを確認した。

- ① 現状の通学区域を原則とし，基盤整備に伴う街区形成にあわせて微調整を行う。
- ② 株式会社マルタイ工場跡地の通学区域について，土地利用状況に応じて検討する。

## 変更後の通学区域（案）



## 西都地区新設小学校整備に関する基本計画について

## 1 計画の位置付け

西都小学校については、令和元年度以降、過大規模（31学級以上）の状態が継続することが見込まれるため、「福岡市立小・中学校の学校規模適正化に関する実施方針（平成21年3月策定）」に基づき分離新設を行うに当たり、新設小学校の施設整備に関して必要な事項を定める。

本計画は、学校施設の基本的な事項等を定め、設計や建設を行うに当たっての大きな条件設定を行うものであり、本計画を踏まえ、令和元年7月頃から基本設計を行う事業者の選定準備を進めていく。

（写真）新設小学校予定地と周辺の航空写真

## 2 建築物の規模等概要

## (1) 敷地条件

## ①所在地

福岡市西区大字徳永 1128, 大字田尻 34 ほか

## ②敷地面積

約 16,500 平方メートル

## ③地域地区

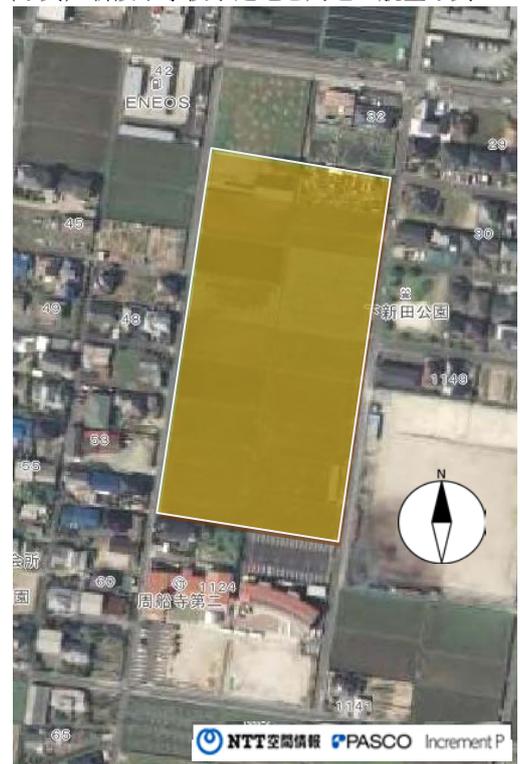
- ア 用途地域 : 市街化調整区域
- イ 建ぺい率/容積率 : 60/200
- ウ 防火地域 : なし

## ④接道状況

- ア 東側 : 約 5 m
- イ 南側 : なし（6 m 道路設置検討中）
- ウ 西側 : 約 4.5 m（9 m へ拡幅予定）
- エ 北側 : なし

## ⑤周辺状況

- ア 東側 : 市道を挟んで宅地、私立高校の運動場、公園
- イ 南側 : 宅地、農地、駐車場と隣接し、その先に幼稚園
- ウ 西側 : 市道を挟んで宅地、農地
- エ 北側 : 農地、宅地と隣接し、その先に県道



## (2) 建築条件

## ①規模

普通教室 24 学級

※30 学級まで増築可能な設計とする

## ②施設概要

校舎（地上 4 階以下とする）、講堂兼体育館、屋外プール等

## ③児童福祉施設

校地内に留守家庭子ども会を併設する

### 3 設計課題

#### (1) 学校生活

児童や保護者が常に“安全・安心”を感じられる施設づくり

- ・児童や職員の動線を考慮した，使い勝手が良く過ごしやすい校舎配置
- ・児童が通いたくなる，温もりや柔らかさを感じられるやさしい空間づくり
- ・他学年同士でも交流が生まれやすい空間構成

#### (2) 地域との共生・連携

新しい校区の新しい核となる魅力的な施設整備

- ・周辺の豊かな自然環境や景観との調和が感じられる外観
- ・子どもたちや地域の人々の防災拠点となる「災害時にも強い学校」づくり

#### (3) 木材を活用した校舎整備

内装木質化の推進

- ・子どもたちにとって豊かな教育環境となるように，できる限り木材を使用
- ・教室，廊下，体育館等の床，壁等を木質化

#### (4) 環境への配慮

環境負荷の低減や自然との共生を考慮した「エコスクール」の整備推進

- ・環境性能評価指標C A S B E E福岡の評価項目等を踏まえた環境負荷低減
- ・騒音，日照等への配慮
- ・緑化の推進，自然エネルギー活用や省エネ化の推進
- ・再生可能エネルギーの活用検討

#### (5) 教育環境等の充実と投資経費の抑制

将来を見据えた施設整備を行うことによる費用低減

- ・コンパクトな施設で初期費用の低減
- ・特別教室の一体的整備など施設配置の工夫による効率的な空間整備
- ・教育内容，教育方法等の変化や社会的変化に対応し，ニーズに応じた改修をしやすい施設整備
- ・学校施設の長寿命化を図るとともに，施設の維持管理（大規模改造工事，外壁改修工事，防水改良工事，設備機器更新等）にかかる費用をできる限り低減

#### (6) 教育の質の向上のための教職員の職場環境への配慮

学校運営のあり方や教育現場の実情を踏まえた設計

### 4 施設構成等

#### (1) 施設構成の例

「福岡市小中学校施設整備指針」を参考にした施設構成の例を次に示す。なお，ここに示す施設構成は一つの案であり，今後，基本設計を行う中で詳細に検討することとする。

※1CRの基準は8m×8m

施設区分		施設内容
校舎	普通教室	通常学級 22CR, 特別支援学級 2 CR
	特別教室	理科室 2 CR, 音楽室 2 CR, 図工室 2 CR, 相談室 0.5CR, 児童会室 0.5CR, 第2音楽室 2 CR, 多目的教室 5 CR, 家庭科室 2 CR, ランチルーム 1.5CR, 図書室 2 CR, PC教室 1.5CR
	管理諸室	校長室 0.5CR, 職員室 2 CR, 保健室 1 CR, 事務室 0.5CR, 会議室 1 CR, PTA会議室 0.5CR, 用務員室(作業スペース含む) 1 CR, 放送室 0.5CR, 印刷室 0.5CR, 資料室 0.5CR, 職員用更衣室・休養室(男女各) 1 CR, 職員用シャワー室(男女各) 0.5CR, 教具室 0.5CR/階(資料室を整備している階は不要), 職員用便所 0.5CR, 給食室 4.5CR(ドライ方式, 調理員控室含む), 配膳室 0.5CR/階
	通路等	廊下, 階段, エレベーター, 児童用便所 各階, 一般玄関 0.5CR, 昇降口 2 CR
講堂兼体育館	床面積 約 930 m <sup>2</sup> アリーナ(24m×29m), ステージ, 更衣室, 器具庫, 便所	
プール	床面積 約 560 m <sup>2</sup> プール槽(25m×12.5m:7コース), 更衣室, シャワー室, 便所	
運動場	トラック(150m), 走路(直線60m+助走路15m), 球技スペース(ソフトボール場の場合, 両翼70m程度), 体育用具室, 砂場, 遊具, 屋外便所等	
屋外関係	通用門(正・副), 物品庫, 飼育小屋, 倉庫, 危険物倉庫, ゴミ置き場, 駐車スペース等 備蓄倉庫, マンホールトイレ等	
留守家庭子ども会	延床面積 約 420 m <sup>2</sup> プレイルーム, 生活ルーム, 便所, 玄関等	

(注1) 各階児童用便所には多目的便所を設置すること。

(注2) 理科室, 音楽室, 図工室, 家庭科室は準備室を含む。

(注3) 普通教室は児童数増加に伴う増築時に, 既存校舎とのつながりや使いやすさに配慮した設計とする。

(注4) 将来的な児童数増加に備えて普通教室は最大30学級まで増築可能な設計とし, 管理諸室(職員室, 給食室等)は拡張可能な設計とする。

(注5) 留守家庭子ども会は校地内に別棟として併設する。

## (2) 配置計画等の基本的な考え方

### ①教育効果を高めるための施設配置

更なる学力向上を図るためには, 少人数学習やティームティーチング学習等を実践しやすい教育環境づくりが必要。そのため, 多様な学習形態にも対応できる施設整備に取り組むと同時に, 特別教室の効率的かつ効果的な活用による学力向上を目指す。

### ②情報教育の充実

ICTを活用した情報教育を推進するためのネットワーク環境の整備を行う。

### ③特別支援教育の充実

知的障がいなどの特別な支援を必要とする特別支援学級の設置に伴い, 通常学級との交流及び共同学習を進めるための配置とする。

#### ④校舎

必要な諸室を適切に配置するとともに、採光や換気の確保に配慮した教室設計とする。また、校舎及び諸室の配置は、将来の校舎増築などに柔軟に対応できる計画とする。

#### ⑤講堂兼体育館，屋外プール設備

児童が利用する際に、適切な配置となるよう配慮するとともに、地震や大規模な水害等の災害発生時には地域の防災拠点としての重要な役割も担うことから、災害に強い施設を整備し、地域住民の安全・安心を担保する。

#### ⑥運動場

150mトラック，60m直線走路，ソフトボールコート（70m×70m）に加え、遊具配置や運動会時のテント設営を考慮したスペースも確保する。

#### ⑦駐車スペース

地域開放等に対応した駐車スペースを確保する。

#### ⑧校舎へのアプローチ

歩行者と車両のアプローチは明確に区分するよう計画する。

ア 車両のアプローチ 保護者，地域住民，納品業者，来客等を想定（西側）

イ 徒歩等でのアプローチ 児童，教員，保護者，地域住民，来客等を想定（主に東側）

#### ⑨図書室の配置

児童が立ち寄りやすい配置とする。

### 5 事業スケジュール

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	基本計画	基本設計	実施設計	工事 (建築・設備)	開校準備
				外構工事等	開校